

社会福祉法人三和福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 三和福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額。

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表2に定める旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給することができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年6月11日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 (役員等の報酬)

評議員

	報酬の額 (手取り額)
評議員会への出席	日額 10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	無償

理事

	報酬の額 (手取り額)
理事会、評議員会等への出席 (※同日に行われるものについては、合わせて1日分とする)	日額 10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	無償

監事

	報酬の額 (手取り額)
評議員会、理事会、監事監査等への出席 (※同日に行われるものについては、合わせて1日分とする)	日額 10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	無償

別表2 (出張旅費)

	報酬の額 (手取り額)
日当	日額 10,000円
交通費	実費
宿泊料	実費